

## 広報あやせ「市民からのお知らせ」及び「サークル紹介」掲載基準

### 1 目的

広報あやせの「市民からのお知らせ」及び「サークル紹介」は、市民活動を支援するため、市民サークルの催事案内や会員募集等の情報を無料で掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

- (1) 市民サークルとは、主に市内在住の方で構成され、市内に主たる活動場所（公園等の屋外で活動する場合を除き、原則として公共施設）で自主的にサークル活動している団体のことをいう。
- (2) 「市民からのお知らせ」は、市民サークルの催事案内と会員募集を掲載するコーナーのことをいう。
- (3) 「サークル紹介」は、300字程度で市民サークルの活動紹介を掲載するコーナーのことをいう。

### 3 掲載できないもの

- (1) 営利目的の宣伝、広告活動にあたるもの
- (2) 政治・宗教活動にあたるもの
- (3) 個人の宣伝にあたるもの
- (4) 会場や活動内容が未定の団体のもの（発足に向けた団体の会員募集は除く）
- (5) 講師自らが教室等の生徒募集を行うもの
- (6) 掲載意図や内容が明確でないもの
- (7) 会費等の金額が月額5000円を上回るもの
- (8) 市や市教育委員会との共催事業又は後援・補助を受けて実施する事業
- (9) その他、掲載が不相当と認められるもの

### 4 掲載の制限

- (1) 「市民からのお知らせ」の催事案内は、申請1件につき1回とする。
- (2) 「市民からのお知らせ」の会員募集は、1団体につき6か月に1回までとし、掲載号の指定は行えないものとする。
- (3) 「サークル紹介」は、1団体につき1回のみとし、掲載号の指定は行えないものとする。

## 5 記事の内容

### (1) 掲載できる事項

ア. 催事案内 催事名、内容、日時、場所、対象、定員、持ち物、費用、主催、申し込み方法（もしくは問い合わせ先）

※出演者・運営スタッフ等の参加者募集も掲載可とする

イ. 会員募集 団体の名称、種目、活動日時、場所、対象、費用、問い合わせ先（発足に向けた団体の会員募集の場合は問い合わせ先の住所も併記）

ウ. サークル紹介 団体の名称、種目、活動内容、活動日時、場所、対象、費用、問い合わせ先、活動中の写真1点

※申し込み方法・問い合わせ先は、電話・メール・ファクス等いずれか一つのみを掲載する

### (2) 「市民からのお知らせ」に掲載できない事項

ア. 「第〇回」「初心者歓迎」「無料体験あり」「ぜひ参加してください」等の補足的事項

イ. 催事名のみで分かる場合の内容

ウ. 催事名や団体の名称のみで分かる場合の対象

## 6 申し込み

(1) 所定の様式と関係資料を添えて市広報所管課に直接・メール・ファクスのいずれかで申し込むか、LOGOフォームにより申し込むこと。

※「サークル紹介」の写真はデータで送信すること

※メール・ファクスで申し込む場合は、申し込み後に電話連絡すること

(2) 申請者は、市内在住者で市民サークルの構成員であること。

(3) 申し込み方法・問い合わせ先は、市内在住者で市民サークルの構成員の連絡先であること。

(4) 掲載内容がホームページやアプリ等で公開されることを了承していること。

(5) 申請者は、本掲載基準の内容を了承した上で申し込むものとする。

(6) 申し込みは、内容を精査した上で、原則申込順で受け付ける。

(7) 申し込み締切日は別途定める。

## 7 内容確認

掲載にあたっては、申請者に電話で連絡し、内容の確認を行う。

なお、連絡がつかない場合は、掲載を取り止めるか市の責任校了として対応する。この場合、対応後の連絡は行わない。

## 8 責任の所在

市は、掲載内容に関する責任を負わない。問題が発生した場合は、申請者が責任をもって解決すること。

### 附 則

この取扱基準は、平成20年3月1日から運用する

### 附 則

この取扱基準は、平成23年12月1日から運用する

### 附 則

この取扱基準は、平成30年10月29日から運用する

### 附 則

この取扱基準は、令和5年3月23日から運用する

### 附 則

この取扱基準は、令和5年8月2日から運用する

### 附 則

この取扱基準は、令和8年3月27日から運用する